

## 熊本県後期高齢者医療財政安定化基金運営要項

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要項は、熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年熊本県条例第14号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置された熊本県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 拠出金

#### (拠出金の額の算定)

第2条 熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、知事が別に定める日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 療養の給付等に要する費用の額見込額計算書（別記第1号様式）
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、広域連合から提出された前項に掲げる書類に基づき、条例第4条の規定により、特定期間（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の各年度の広域連合の拠出金（法第116条第3項に定める財政安定化基金拠出金をいう。以下同じ。）の額を定め、広域連合へ通知する。

#### (拠出金の納付)

第3条 広域連合は、各年度の拠出金の額を当該年度の12月末日までに納付しなければならない。

#### (基金への積立て)

第4条 知事は、各年度の拠出金の額の3倍に相当する額を、当該年度の12月末日までに基金へ積み立てなければならない。

### 第3章 交付事業

#### (交付の要件及び額)

第5条 知事は、条例第8条の規定に基づき、広域連合が法第116条第1項第1号の要件を満たす場合に、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「政令」という。）第13条第2項の規定より算定した額を交付する。

#### (交付の申請)

第6条 広域連合は、基金から交付金（法第116条第1項第1号に掲げる事業に係る交付金をいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、特定期間の終了年度において知事が別に定める日までに、交付金交付申請書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 交付金額計算書（別記第3号様式）
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定により提出された交付金交付申請書等を審査のうえ、交付を適当と認めたときは、交付及び交付額を決定し、広域連合に通知するものとする。

（交付金の交付）

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた広域連合が交付金の交付を受けようとするときは、請求書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

#### 第4章 貸付事業

（貸付けの要件及び額）

第9条 知事は、条例第8条の規定に基づき、広域連合が法116条第1項第2号及び政令第14条第1項の要件を満たす場合に、政令第14条第2項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を貸し付ける。

（借入の申請）

第10条 広域連合は、特定期間の初年度において、基金から貸付金（法第116条第1項第2号に掲げる事業に係る貸付金をいう。以下同じ。）の貸付けを受けようとする場合は、当該年度において知事が別に定める日までに、貸付金借入申請書（別記第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 貸付金額計算書（別記第6号様式）
- 二 貸付金償還計画書（別記第7号様式）
- 三 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 広域連合は、特定期間の終了年度において、基金から貸付金の貸付けを受けようとする場合は、当該年度において知事が別に定める日までに、貸付金借入申請書（別記第5号様式）に前項の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（貸付けの決定）

第11条 知事は、前条の規定により提出された貸付金借入申請書等を審査のうえ、貸付けを適当と認めたときは、貸付け及び貸付額を決定し、広域連合に通知するものとする。

（貸付金の貸付け）

第12条 前条の規定により貸付けの決定を受けた広域連合が貸付金の貸付けを受けようとするときは、請求書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに貸付金を貸し付けるものとする。

- 3 貸付金の貸付けを受けた広域連合は、直ちに借用証書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（償還方法）

第13条 広域連合は、基金から貸付金の貸付けを受けた場合には、当該貸付けを受けた特定期間の借入総額を2で除して得た金額を、次の特定期間の各年度において償還を行う。ただし、広域連合が第14条及び第15条に規定する償還期限等の延期又は繰上償還を行う場合は、この限りでない。

- 2 広域連合は、各年度の償還金の額を当該年度の12月末日までに納付しなければならない。

（償還期限等の延期）

第14条 広域連合は、基金から貸付金の貸付けを受けた場合において、次の特定期間の償還期限までの償還によって次の特定期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる場合は、次のいずれかに掲げる日を償還期限として、償還期限の延期を求めることができる。

（1）当該貸付けを受けた特定期間の次の次の特定期間の終了年度の末日

（2）前号に掲げる日の属する特定期間の次の特定期間の終了年度の末日

- 2 広域連合は、基金から貸付金の貸付けを受けた場合において、災害等の特別の事情がある場合は、前条及び前項の規定により貸付けに際して定めた償還期限又は各年度の償還期限の延期を求めることができる。
- 3 広域連合は、第1項及び第2項の規定による償還期限又は各年度の償還期限の延期を求めるときは、償還期限等の20日前までに、償還期限等延期申請書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査のうえ、その可否及び償還延長を決定し、広域連合に対し通知するものとする。

（繰上償還）

第15条 知事は、広域連合が基金から貸付金の貸付けを受けた場合において、知事の定める貸付けの条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

- 2 広域連合は、基金から貸付金の貸付けを受けた場合に、第11条第2項の規定及び前条の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。
- 3 広域連合は、前項の規定により貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰り上げて償還しようとする日の20日前までに、繰上償還通知書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（借入台帳の整備）

第16条 広域連合は、基金から貸付金の貸付けを受けた場合には、基金借入台帳を整備し

なければならない。

## 第5章 雑則

(報告及び調査)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、広域連合に対し、この要項に定めるもののほか、交付金又は貸付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができるものとする。

(補則)

第18条 この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

- 1 この要項は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第5条から第8条まで及び第17条の規定は、条例附則第2項に規定する事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第5条	条例第8条	条例附則第2項
	法第116条第1項第1号の要件を満たす場合に	法附則第14条の2に規定する交付金の交付を受けようとする場合に
	前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「政令」という）第13条第2項の規定より算定した額	知事が必要と認める額
第6条	法第116条第1項第1号	法附則第14条の2
	特定期間の終了年度において知事が別に定める日	知事が別に定める日
	一 交付金額計算書（別記第3号様式）	一 当該交付を受けようとする交付金の積算の基礎を明らかにした書類
別記第2号様式	第6条	附則第2項において準用する第6条

### 附 則

この要項は、平成23年3月22日から施行する。

【第1号様式】（第2条関係）

療養の給付等に要する費用の額見込額計算書

年度（A）	年度（B）	合計額（C） A+B

【第2号様式】（第6条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

熊本県後期高齢者医療広域連合  
連合長 印

交付金交付申請書

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金運営要項第6条の規定により、下記のとおり交付を受けたいので関係書類を添えて申請する。

記

交付申請金額 \_\_\_\_\_ 円

【第4号様式】（第8条・第12条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

熊本県後期高齢者医療広域連合  
連合長 印

請 求 書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付（貸付）決定の通知を受けた熊本  
県後期高齢者医療財政安定化基金交付（貸付）金を下記のとおり請求する。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

【第5号様式】（第10条関係）

第 年 月 日

熊本県知事 様

熊本県後期高齢者医療広域連合  
連合長 印

貸付金借入申請書

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金運営要項第10条の規定により、下記のとおり借りたいので関係書類を添えて申請する。

記

借入申請金額 \_\_\_\_\_ 円



【第7号様式】（第10条関係）

貸付金償還計画書

1	年 月 日	円
2	年 月 日	円
3	年 月 日	円
4	年 月 日	円
5	年 月 日	円
6	年 月 日	円

【第8号様式】（第12条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

熊本県後期高齢者医療広域連合  
連合長 印

借 用 証 書

借用金額 \_\_\_\_\_ 円

上記金額を次の条件にて借用する。

- 1 借入対象事業名
- 2 据 置 期 限 年 月 日
- 3 償 還 期 限 年 月 日
- 4 そ の 他 熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び熊本県後期高齢者医療財政安定化基金運営要項の関係規定に従います。

【第9号様式】（第14条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

熊本県後期高齢者医療広域連合  
連合長 印

償還期限等延長申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって貸付決定の通知を受けた熊本県後期高齢者医療財政安定化基金貸付金の償還期限等の延長について、熊本県後期高齢者医療財政安定化基金運営要項第14条の規定により、下記のとおり申請する。

記

- 1 金 額
- 2 償 還 期 限
- 3 償 還 延 長 期 限
- 4 延 長 理 由

【第10号様式】（第15条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

熊本県後期高齢者医療広域連合  
連合長 印

繰上償還通知書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって貸付決定の通知を受けた熊本県後期高齢者医療財政安定化基金貸付金を下記のとおり繰上償還したいので、熊本県後期高齢者医療財政安定化基金運営要項第15条の規定により通知する。

記

- 1 年度区分
- 2 借入年月日
- 3 借用証書番号
- 4 借入額
- 5 繰上償還額
- 6 繰上償還期日
- 7 繰上償還理由